

学科試験解答

【問題1】 正解 2

1. ○ 投資信託の一般的な概要について説明しただけなので、何の問題もない。
2. × 顧客情報をコピーする際には必ず本人の承諾を得て行わなければならない。また本人の承諾なしに第三者に顧客情報を提供してはならない。必ず本人の承諾を得なければならない。
3. ○ 社会保険労務士資格を有しない者は、社会保険に関する諸法令に基づき行政機関（年金事務所、公共職業安定所、労働基準監督署など）に提出する書類の作成、提出の代行を行ってはならない。公的年金等の受給見込額の試算は、誰が行ってもかまわない。
4. ○ 「税理士資格を有しない者は税理士業務を行ってはならない」と税理士法で規定されている。税理士業務とは、「税務代理行為」、「税務書類の作成」、「税務相談」のことである。税理士資格を有しない者は、営利目的の有無、有償・無償を問わず、税理士業務を行ってはならない。個別具体的な相談を行ってはいけないが、一般的な説明を行う分には税理士資格は必要ではない。

【問題2】 正解 1

1. × 資本回収係数とは、現在手元にある金額を一定の利率で複利運用しながら取り崩した場合、毎年いくらの金額を受け取ることができるかを試算するときに使う係数である。選択肢は、年金現価係数の説明である。
2. ○ 適切。
3. ○ 適切。
4. ○ 適切。

【問題3】 正解 3

1. × 基本手当を受給するためには、原則として、離職の日以前2年間に雇用保険の一般被保険者であった期間が通算して12ヵ月以上なければならない。なお、会社の倒産や解雇などにより離職した者（特定受給資格者）や雇止めなどにより離職した者（特定理由離職者）が基本手当を受給するためには、離職の日以前1年間に雇用保険の被保険者期間が通算6ヵ月以上必要である。
2. × 特定受給資格者等を除く一般の受給資格者は、被保険者期間が20年以上の場合、基本手当の所定給付日数は最長で150日である。
3. ○ なお、基本手当の受給期間中に、病気やけが、妊娠、出産、育児などの理由で引き続き30日以上職業に就くことができない者は、所定の申出により、受給期間を最長4年間まで延長することができる。
4. × 正当な理由なく自己の都合によって退職した場合には、待期期間満了後1ヵ月以上3ヵ月以内の間に、公共職業安定所長が定める期間は、原則として支給されない。

【問題4】 正解 4

1. ○ なお、老齢基礎年金を受給するためには、受給資格期間が10年以上あることが必要である。受給資格期間とは、保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合わせた期間である。
2. ○ 厚生年金保険の被保険者期間が原則として20年以上ある者に、生計維持している65歳未満の配偶者または18歳到達年度末日までにある子（障害等級1級または2級に該当する場合は20歳未満）がいるときは加給年金額が加算される。
3. ○ 国民年金の第1号被保険者としての保険料納付済期間（保険料免除期間を含む）が10年以上ある夫の死亡当時、生計維持関係にあり、夫との婚姻期間（内縁も可）が10年以上継続した妻には、寡婦年金の受給権が発生する。
4. × 老齢厚生年金を受給している者が死亡し、死亡した者によって生計を維持されていた配偶者がいる場合、配偶者が遺族厚生年金を受給するためには、死亡した者の厚生年金保険の被保険者期間が25年以上なければならない。

【問題5】 正解 3

1. × 老齢基礎年金の繰下げ支給の申出は、66歳以降からすることができる。
2. × 老齢基礎年金を繰下げると同時に、同様の増額率で付加年金も繰下げられる。また、老齢基礎年金を繰上げると同時に、同様の減額率で付加年金も繰上げられる。
3. ○ なお、繰上げによる年金の減額率は、繰り上げた月数に0.5%を乗じて得た率で最大30%となる。
4. × 老齢厚生年金の繰上げの請求は、老齢基礎年金の繰上げの請求と同時にに行わなければならないが、繰下げの申し出は、同時に行う必要はない。

【問題6】 正解 4

1. ○ 遺族厚生年金が受給することできる遺族は、厚生年金保険の被保険者または被保険者であった者の死亡の当時、その者によって生計を維持されていた①配偶者および子②父母③孫④祖父母である。夫、父母、祖父母については、死亡当時の受給者の年齢が55歳以上でなければならない、支給開始は60歳からとなる。ただし、夫が遺族基礎年金を受給できる場合には、60歳未満でも支給される。
2. ○ 遺族厚生年金の額は、原則として、死亡した者の厚生年金保険の被保険者期間を基礎として計算した老齢厚生年金の報酬比例部分の額の4分の3相当額である。厚生年金保険の被保険者が死亡し、被保険者月数が300月に満たない場合は、被保険者月数を300月として計算する。
3. ○ なお、中高齢寡婦加算額は585,100円（年額）である。
4. × 厚生年金保険の被保険者である夫が死亡し、夫の死亡当時に子のいない30歳未満の妻に支給される遺族厚生年金は、5年間の有期給付である。

【問題 7】 正解 2

1. ○ 適切。
2. × 65歳以上の遺族配偶者が、遺族厚生年金と老齢厚生年金の受給権を有する場合、配偶者自身が納付した保険料を年金額に反映させるため、配偶者自身の老齢厚生年金の額が少額であっても、まず老齢厚生年金が全額支給される。次の②と③の額を算出し、その額が①の額を上回る場合は、その差額を遺族厚生年金として支給する。
 - ① 老齢厚生年金＋老齢基礎年金
 - ② 遺族厚生年金＋老齢基礎年金
 - ③ 遺族厚生年金×3分の2＋老齢厚生年金×2分の1＋老齢基礎年金
3. ○ 適切。
4. ○ 同一の事由により、労災保険の年金給付（障害、傷病、遺族）と国民年金および厚生年金の障害給付、遺族給付が支給される場合、国民年金、厚生年金の年金給付は、全額が支給され、労災保険の年金給付が所定の調整率により減額される。

【問題 8】 正解 4

1. ○ なお、通算加入者等期間によって受給可能となる年齢が下表のように異なる。

通算加入者等期間	受給可能となる年齢
10年以上	60歳
8年以上10年未満	61歳
6年以上8年未満	62歳
4年以上6年未満	63歳
2年以上4年未満	64歳
1月以上2年未満	65歳

2. ○ 加入対象者および加入者1人あたりの拠出限度額が下表のように定められている。

	加入対象者	拠出限度額（年額）
企業型年金	他に企業年金を実施する企業の加入者	330,000円
	企業年金を実施していない企業の加入者	660,000円
個人型年金	国民年金第1号被保険者	816,000円 (国民年金基金の掛金との合計額)
	他の企業年金も確定拠出年金（企業型）も実施しない企業の加入者	276,000円
	確定拠出年金（企業型）のみを実施する企業の加入者※①	240,000円
	確定給付型年金と確定拠出年金（企業型）の両方を実施する企業の加入者※②	144,000円
	確定給付型年金のみを実施する企業の加入者	144,000円
	公務員	144,000円
	国民年金第3号被保険者	276,000円

※① 確定拠出年金（企業型）のみを実施する企業の場合は、確定拠出年金（企業型）への事業主掛金の上限額を年額42万円とすることを規約で定めた場合に限り、個人型年金への加入が認められる。

※② 確定給付型年金と確定拠出年金（企業型）の両方を実施する企業の場合は、確定拠出年金（企業型）への事業主掛金の上限額を年額18.6万円とすることを規約で定めた場合に限り、個人型年金への加入が認められる。

3. ○ なお、給与からの天引きにより事業主経由で掛金を納付することができない場合は、加入者自身の口座引き落としで掛金を納付することができる。
4. × 個人型年金の加入者は、個人別管理資産の額が25万円以下でなければ、脱退一時金の支給を請求することができない。

【問題9】 正解 2

1. ○ なお、第二種奨学金の貸与基準は、第一種奨学金の貸与基準よりもゆるやかである。
2. × 貸与型の奨学金の申し込みにあたり、「人的保証」か「機関保証」を選択しなければならない。人的保証は、連帯保証人（原則として父母またはそれに代わる者）が連帯保証をし、さらに保証人（4親等以内の親族で連帯保証人とは別生計の者）が保証する。返済を怠った場合は、連帯保証人、保証人が弁済する。機関保証は、保証機関が連帯保証する。返済を怠った場合は、保証機関が代わって返済するが、その後、保証機関から奨学生に返済の請求がある。保証料は毎月振り込まれる奨学金から差し引かれる。
3. ○ なお、所定の海外留学資金の融資限度額は、学生・生徒1人につき450万円である。
4. ○ なお、教育一般貸付の資金使途は、入学金や授業料だけでなく、受験費用や下宿代、国民年金の保険料など幅広く認められている。

【問題10】 正解 1

1. × 固定比率とは、自己資産に対する固定資産の割合を示したもので、長期間資金が拘束されてしまう固定資産に対する資金の調達、どの程度安定的な資金源である自己資本によってまかなわれているかを示している。固定比率が低いほど固定資産についての資金調達が安定していることになる。
2. ○ 損益分岐点売上高とは、損益がゼロとなるときの売上高をいう。なお、限界利益率は、「限界利益÷売上高」で求める。限界利益とは、売上高から変動費を差し引いたものである。
3. ○ 自己資本は返済義務がないため、自己資本比率が高いほど、財務の健全性が高いといえる。
4. ○ 当座比率は、「当座資産」÷「流動負債」で求める。当座資産とは、流動資産から商品などの棚卸資産を除いたものをいう。

【問題11】 正解 4

1. ○ 適切。減額とは、保険金額を一部解約することであり、その分保険料の負担は軽減されることになる。
2. ○ 適切。自動振替貸付制度とは、解約返戻金のある保険契約において、保険料払込猶予期間が経過した場合、保険会社が解約返戻金の範囲内で保険料を自動的に立て替えて契約を有効に継続する制度である。
3. ○ 適切。延長（定期）保険は、保険期間の途中で保険料の払込みを中止し、その時点での解約返戻金相当額を基に、元の契約の保険金額を変えずに一時払定期保険に変更する制度のことである。
4. × 不適切。払済保険は、保険期間の途中で保険料の払込みを中止し、その時点での解約返戻金相当額を基に、元の契約よりも保険金額が少なくなるが、元の主契約と同じ保険または養老保険に変更する制度であるが、払済保険に変更した場合、特約は全て消滅する。

【問題12】 正解 1

1. × 不適切。外貨建て終身保険は、保険金の支払いを外貨（米ドルやユーロ、豪ドルなど）で行う終身保険で、契約時の外貨建ての死亡保険金額は保証されているが、円換算支払特約を付加した場合は、受取時の為替相場で円貨で支払われるため、死亡保険金額に為替差損益が生じる可能性がある。
2. ○ 適切。養老保険は、保険期間中に被保険者が死亡した場合は死亡保険金が支払われ、満期時に生存していた場合は、死亡保険金と同額の満期保険金が支払われる。
3. ○ 適切。低解約返戻金型終身保険は、支払保険料以外の契約条件が同じで低解約返戻金型ではない終身保険よりも、保険料払込期間中の解約返戻金が少なく設定されている保険である。
4. ○ 適切。収入保障保険の保険金を一時金で受け取る場合は、受け取り時の年金現価を一括で受け取ることになるため、受取総額は、年金支払期間中の運用益も含めた金額を受け取る年金形式の受け取り方法より少ない金額となる。

【問題13】 正解 3

1. ○ 適切。外貨建て個人年金保険の年金を円貨で受け取る場合、外貨と円貨の為替レートの変動の影響を受けるため、年金受取総額が払込保険料相当額を下回ることがある。
2. ○ 適切。変額個人年金保険は、資産を株や債券などの特別勘定で運用するため、運用成果によって将来の年金額や解約返戻金額が変動する。
3. × 不適切。有期年金は、契約時に定めた年金受取期間中生存していれば年金が受け取れる年金であり、被保険者（＝年金受取人）が途中で死亡した場合はその時点で年金は打ち切られる。一方、確定年金は、契約時に定めた期間中に被保険者（＝年金受取人）が死亡しても、残存期間分の年金は保証されているため、他の契約条件が同一の場合、保険料は有期年金の方が確定年金よりも安くなる。
4. ○ 適切。終身年金は、生存している限り年金が受け取れるため、被保険者（＝年金受取人）の年齢や基本年金額等、他の条件が同一である場合、統計上で男性より長寿の傾向にある女性の方が保険料は高くなる。

【問題14】 正解 3

1. ○ 適切。契約者と年金受取人が異なる個人年金保険では、年金支払開始時に年金受給権を取得したものとみなされ、年金受給権の権利の評価額が贈与税の課税対象となる。
2. ○ 適切。契約者と被保険者が異なる個人年金保険で、被保険者が死亡して契約者に支払われた死亡給付金は、一時所得として所得税の課税対象となる。
3. × 不適切。民間の生命保険の個人年金の場合、毎年受け取る年金は公的年金等以外の雑所得となるため、公的年金等控除の対象とならない。
4. ○ 適切。個人年金保険料控除の対象となる個人年金保険は、個人年金保険料税制適格特約が付加された契約であり、当該特約を付加するためには、保険料払込期間が10年以上あること等の要件をすべて満たすことが必要となる。

【問題15】 正解 2

1. ○ 適切。対物賠償保険では、被保険者が被保険自動車の運転中の事故により他の自動車に損害を与えた場合、損害賠償として支払われる保険金の額は、被害者の過失割合に応じて減額される。
2. × 不適切。人身傷害補償保険は、被保険者が被保険自動車の事故により死傷し損害を被った場合、自己の過失分を含めた損害額が支払われる。
3. ○ 適切。対人賠償保険の補償対象は「他人」であるため、配偶者は補償対象外である。
4. ○ 適切。車両保険では、地震・噴火、津波による損害は、特約を付帯することで補償される。

【問題16】 正解 3

1. × 不適切。家族傷害保険の家族被保険者の続柄は、保険契約時ではなく、保険事故発生時におけるものによる。
2. × 不適切。国内旅行傷害保険では、国内旅行のため自宅を出発し帰着するまでの間にかかった細菌性食中毒も基本契約で補償する。
3. ○ 適切。普通傷害保険では、国内外を問わず、家庭内、職場内、旅行中などにおける、急激かつ偶然な外来の事故による傷害が補償対象となる。
4. × 不適切。海外旅行傷害保険では、海外旅行のために日本の住居を出発してから帰着するまでの間に被ったケガを補償する。

【問題17】 正解 4

1. × 不適切。地震保険の保険料は、その家屋の所有者と契約者（＝保険料負担者）が同一人でなくても、実際の保険料負担者の地震保険料控除の対象となる。
2. × 不適切。店舗併用住宅については、当該家屋全体の90%以上を居住の用に供している場合、支払った地震保険料の全額が地震保険料控除の対象となる。
3. × 不適切。地震保険の保険期間が1年超である長期契約の地震保険料を一括で支払った場合は、「一括払保険料÷保険期間（年）」の計算式で1年分に換算した額が毎年の控除対象保険料となる。
4. ○ 適切。地震保険料控除の額は、所得税では支払った保険料全額で、50,000円が限度、住民税では支払った保険料の1/2で、25,000円が限度となる。

【問題18】 正解 3

1. ○ 適切。すべての従業員を被保険者とする普通傷害保険の保険料は、全額を損金の額に算入する。
2. ○ 適切。法人が受け取った積立火災保険の満期返戻金は、受け取った全額を益金の額に算入し、それまで資産計上していた保険料の累計額を損金の額に算入する。
3. × 不適切。法人所有の自動車で従業員が業務中に起こした対人事故により、その相手方に自動車保険の対人賠償保険金が保険会社から直接支払われた場合は、法人の経理処理は不要である。
4. ○ 適切。法人所有の建物が火災で焼失し、受け取った火災保険の保険金で同一事業年度に同種の代替建物を取得した場合は、所定の要件に基づき圧縮記帳が認められる。

【問題19】 正解 3

1. × 不適切。特定（三大）疾病保障保険は、被保険者が保険期間中にガン、急性心筋梗塞、脳卒中により所定の状態となった場合に特定（三大）疾病保障保険金が支払われ、一般的に、その時点で当該保険契約は終了するため、その後ガンが再発しても保険金は支払われない。
2. × 不適切。所得補償保険は、就業不能となり収入が喪失した場合を補償する保険で、就業不能となった原因については、病気やケガの別、また入院の有無は問われない。
3. ○ 適切。更新型の医療保険は、所定の年齢の範囲内であれば、保険期間中は健康状態に関わらず更新することができるため、たとえ入院給付金を受け取っていても更新可能である。
4. × 不適切。ガン保険は、契約日から90日間または3ヵ月間の免責期間が設けられており、免責期間内にガンと診断された場合、保険契約は無効となるため給付金は支払われない。

【問題20】 正解 4

1. ○ 適切。こども保険（学資保険）は、子供の入学や進学に合わせて生存給付金（祝金）が受け取れ、子供が満期まで生存した時に満期保険金が支払われる保険である。保険期間中に契約者（親）が死亡・高度障害状態になった場合、それ以降の保険料の払込みは免除されるが、祝金や満期保険金は契約通りに支払われるため、教育資金準備にふさわしいといえる。
2. ○ 適切。医療保険は単体で加入することができ、病気やケガで入院した場合の医療費を幅広く保障する。
3. ○ 適切。終身保険は保障が一生継続するため、相続発生時の相続税納税資金として活用できる。
4. × 不適切。定期保険は、保障が一定期間に限定されている保険であり、保険期間満了後の保障はないため、老後の生活資金の準備には適さない。

【問題21】 正解 2

1. ○ 適切。購買力平価説とは、各国の物価水準が為替レートに影響を与えると考える理論である。物やサービスの取引が自由に行える市場では、同じ商品は同じ価格で取引される「一物一価の法則」を基に、本問のように、「2米ドルと220円で同じ財を買える場合」、「2米ドルと220円の購買力が等しい（購買力平価）」ということになり、為替レートは1米ドル＝110円（2米ドル＝220円）が妥当となる。これを「絶対的購買力平価説」という。
2. × 不適切。米国の物価が日本と比較して相対的に上昇すると、米ドルを円に替えて日本の製品を購入する動きが強まるため、円と米ドルの為替相場において円高米ドル安要因となる。
3. ○ 適切。日本の対米貿易黒字は、輸入より輸出が多く、米ドルの支払額より受取額のほうが多かったことを表す。日本の対米貿易黒字が拡大すると、米ドルの支払額が減る、または米ドルの受取額が増えるため、円を米ドルに替える量が減り、米ドルを円に替える量が増えるため、円と米ドルの為替相場において円高米ドル安要因となる。
4. ○ 適切。米国の金利が上昇し、日本との金利差が拡大していくと、円を米ドルに替えて米国の金融商品に投資する動きが強まるため、円と米ドルの為替相場において円安米ドル高要因となる。

【問題22】 正解 2

- ・ 預入時の円ベースの元金（T T S レートを使う）
 $10,000 \text{米ドル} \times 110.00 \text{円/米ドル} = 1,100,000 \text{円}$
- ・ 満期時の外貨ベースの元利合計額（税金を考慮しない）
 $10,000 \text{米ドル} \times (1 + 0.02) = 10,200 \text{米ドル}$
- ・ 満期時の円ベースの元利合計額（T T B レートを使う）
 $10,200 \text{米ドル} \times 112.00 \text{円/米ドル} = 1,142,400 \text{円}$
- ・ 利回り
 $(1,142,400 - 1,100,000 \text{円}) \div 1,100,000 \text{円} \times 100 = 3.854 \cdots \underline{3.85\%}$

【問題23】 正解 2

1. ○ 適切。なお、E T F を売買する際には、上場株式と同様に、委託手数料がかかる。
2. × 不適切。E T F は、上場株式と同様に、証券取引所における市場価格で売買され、指値注文や成行注文が可能であり、また信用取引も可能である。
3. ○ 適切。なお、E T F の分配金は、株式の配当金と同様に、仕組み上、元本払戻金（特別分配金）が発生しない。
4. ○ 適切。

【問題24】 正解 1

1. × 不適切。一般に、信用度が高い（債務不履行リスクの低い）債券ほど、債券価格は高く、債券の利回りは低くなる。反対に、信用度が低い（債務不履行リスクが高い）債券ほど、債券価格は低く、債券の利回りは高くなる。
2. ○ 適切。一般に、残存期間の短い債券（短期債）に比べて、残存期間の長い債券（長期債）のほうが、金利（利回り）変動に対する価格変動幅は大きくなる。
3. ○ 適切。最終利回りとは、既発債を購入し、償還まで保有した場合の利回りである。

$$\text{最終利回り（\%）} = \frac{\text{クーポン} + \frac{\text{額面（100円）} - \text{買付価格}}{\text{残存期間（年）}}}{\text{買付価格}} \times 100$$

上記算式を使って算出するため、表面利率（クーポン）と最終利回りが等しい債券は、その価格（買付価格）が額面価格（100円）と等しくなる。また、表面利率（クーポン）が最終利回りよりも低い債券は、上記算式の $\frac{\text{額面（100円）} - \text{買付価格}}{\text{残存期間（年）}}$ がプ

ラスの数値となるため、その価格（買付価格）は額面価格（100円）を下回る。

4. ○ 適切。いわゆる「価格変動リスク（金利変動リスク）」に関する記述である。一般に、市場金利が上昇すると、債券価格は下落し、債券の利回りは上昇する。反対に、市場金利が低下すると、債券価格は上昇し、債券の利回りは低下する。

市場金利 	債券価格 	債券の利回り 
市場金利 	債券価格 	債券の利回り 

【問題25】 正解 4

1. ○ 適切。なお、信用取引では、「買い」から取引を開始することも、「売り」から取引を開始することもできる。
2. ○ 適切。なお、委託保証金を超える損失が発生する可能性もある。
3. ○ 適切。これを「代用有価証券」という。
4. × 不適切。制度信用取引を行うことができる銘柄を「制度信用銘柄」といい、国内上場銘柄のうち、証券取引所が選定した銘柄である。

【問題26】 正解 1

＜資料＞の数値によりファンドAのシャープレシオの値を算出すると（ア 2.50）となり、同様に算出したファンドBのシャープレシオの値は（イ 1.75）となる。シャープレシオの値が（ウ 大きい）ほど効率的な運用であったと判断される。

＜解説＞

シャープレシオは、ポートフォリオのパフォーマンス評価の1つで、特定期間における異なるポートフォリオ間のパフォーマンス評価をした場合、その値が大きいほど、優れたパフォーマンスであったと評価される。

$$\text{シャープレシオ} = \frac{\text{ポートフォリオの収益率} - \text{無リスク資産の収益率}}{\text{ポートフォリオの標準偏差}}$$

$$\text{ファンドAのシャープレシオ} = \frac{6 - 1}{2} = \underline{2.50}$$

$$\text{ファンドBのシャープレシオ} = \frac{8 - 1}{4} = \underline{1.75}$$

【問題27】 正解 4

1. ○ 適切。上場株式等の配当所得は、所得税と住民税で異なる課税方式を選択することができる。
2. ○ 適切。なお、総合課税を選択した上場株式等の配当所得は、税額控除として配当控除の適用を受けられるが、上場株式等の譲渡損失と損益通算することはできない。
3. ○ 適切。上場株式等の譲渡損失のうち、その年に損益通算しても控除しきれない金額については、翌年以後3年間にわたり、上場株式等の配当所得および譲渡所得ならびに特定公社債等の利子所得および譲渡所得から繰越控除することができる。
4. × 不適切。NISA口座内で生じた上場株式等の譲渡損失は、同一のNISA口座や通常の課税口座で生じた上場株式等の配当金等や譲渡益と通算することができない。

【問題28】 正解 2

1. ○ 適切。国内証券会社に預託した有価証券は、日本投資者保護基金による補償の対象となる。
2. × 不適切。ゆうちょ銀行も預金保険制度の対象金融機関であるが、通常貯金などの決済用預金以外は、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となる。
3. ○ 適切。
4. ○ 適切。なお、貯金保険制度による保護の内容は、預金保険制度と同様である。

【問題29】 正解 2

1. ○ 適切。＜金融商品販売法の対象金融商品＞

対象となる	預貯金・金銭信託・投資信託・株式・債券・保険・ 抵当証券・商品ファンド・金融派生商品（デリバティブ取引）・商品先物取引（海外）・ 外国為替証拠金取引 など
対象とならない	商品先物取引（国内）・金地金・ゴルフ会員権・レジャー会員権など

2. × 不適切。金融商品のトラブルについて、金融商品販売法と消費者契約法の両方の規定を適用することができる場合は、両法を併用して対処することができる。
3. ○ 適切。消費者契約法では、事業者の一定の行為により、消費者が誤認または困惑した状態で契約した場合、消費者は当該契約を取り消すことができる。
4. ○ 適切。金融商品取引法における「広告等規制」に関する記述である。

【問題30】 正解 1

1. ○ 適切。なお、ロールオーバーする際の非課税投資枠の上限額は撤廃されている。
2. × 不適切。ジュニアNISA口座に受け入れることができる上場株式や公募株式投資信託などは、1人当たり年間80万円が限度となる。
3. × 不適切。つみたてNISAでは、非課税期間終了時にロールオーバーすることができない。
4. × 不適切。つみたてNISAの対象商品は、所定の要件を満たす公募株式投資信託やETFであり、上場株式や不動産投資信託（REIT）は含まれない。

【問題31】 正解 2

1. ○ 所得税では、所得を利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得、雑所得の10種類に区分して所得の金額を計算する。
2. × 相続税も所得税や法人税と同様に申告納税方式を採用している。
3. ○ 消費税は間接税であり、事業者には消費税の負担はないが、消費税の徴収と申告納付の義務がある。
4. ○ 法人税や所得税、相続税は国税に該当し、事業税や住民税、固定資産税は地方税に該当する。

【問題32】 正解 3

1. 総合課税。不動産の貸付けにより賃貸人が受け取った家賃に係る所得は、不動産所得に分類され、総合課税の対象となる。
2. 総合課税。金地金を譲渡したことによる所得は、譲渡所得（総合短期または総合長期）に分類され、総合課税の対象となる。なお、一定の場合には事業所得または雑所得になる場合もあるが、この場合においても総合課税となる。
3. 分離課税。自宅を譲渡したことによる所得は、譲渡所得（分離短期または分離長期）に分類され、分離課税の対象となる。
4. 総合課税。ゴルフ会員権を譲渡したことによる所得は、譲渡所得（総合短期または総合長期）に分類され、総合課税の対象となる。

【問題33】 正解 4

1. ○ 退職所得とは、退職により勤務先から受ける退職一時金などの所得をいい、社会保険制度などにより退職に基因して支給される一時金、適格退職年金契約に基づいて生命保険会社等から受ける退職一時金なども退職所得とみなされる。
2. ○ 配当所得とは、株主や出資者が法人から受ける剰余金や、利益の配当、剰余金の分配、投資法人からの金銭の分配または投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託以外のもの）および特定受益証券発行信託の収益の分配などに係る所得をいい、その購入資金の種類（事業用資金など）とは無関係である。
3. ○ 個人事業主が事業の用に供していた営業用車両を売却したことによる所得は、譲渡所得（総合短期または総合長期）となる。事業所得に分類されないことに注意する。
4. × 不動産の貸付けを行い、賃貸料を受け取ったことによる所得は、その規模（事業的規模または事業的規模以外）にかかわらず不動産所得となる。

【問題34】 正解 3

1. × 対象外。ゴルフ会員権を譲渡したことによる譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額は、生活に通常必要でない資産の譲渡損失に該当するため、損益通算の対象外である。
2. × 対象外。賃貸アパートの土地および建物を譲渡したことによる譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額は、分離課税の対象であるため、損益通算の対象外である。なお、一定の居住用財産の譲渡損失は、損益通算の対象となる。
3. ○ 対象。不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額は、損益通算の対象となる。なお、必要経費に算入された土地に係る借入金の利子がある場合には、その借入金の利子相当額は、損益通算の対象とならない。
4. × 対象外。一時所得の金額の計算上生じた損失の金額は、損益通算の対象とならない。損益通算の対象となる損失は、不動産所得、事業所得、山林所得および譲渡所得の金額の計算上生じたものに限定されている。

【問題35】 正解 1

1. × 特定扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、その年の12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満の者である。
2. ○ 老人扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、その年の12月31日現在の年齢が70歳以上の者である。
3. ○ 同居老親等とは、老人扶養親族（その年の12月31日現在の年齢が70歳以上の者）のうち、納税者またはその配偶者の直系尊属で、かつ、そのいずれかとの同居を常況としている者をいう。
4. ○ 死亡の場合における控除対象扶養親族に該当するか否かの判定は、その死亡時の現況によるため、死亡の時ににおいて控除対象扶養親族に該当している場合には、納税者は扶養控除の適用を受けることができる。

【問題36】 正解 3

1. ○ 合計所得金額が3,000万円を超える年については、所得税における住宅借入金等特別控除（以下「住宅ローン控除」という）の適用を受けることができない。なお、その後において、合計所得金額が3,000万円を超えていない年分については、住宅ローン控除の適用を受けることができる。
2. ○ 「居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除」と住宅ローン控除の併用は認められない。
3. × 住宅ローン控除の対象となる借入金等は、住宅の新築、取得又は増改築等（以下「住宅の取得等」といいます。）をするためのもので、かつ、住宅の取得等のために直接必要な借入金等であるが要件とされており、この借入金等には住宅の新築や取得とともに取得するその住宅の敷地（敷地の用に供される土地又は土地の上に存する権利をいいます。以下同じです。）の取得のための借入金等も含まれる。
4. ○ 住宅ローンの一部繰上げ返済（期間短縮型）を行って、借入当初からの償還期間が10年未満となった場合には、残りの控除期間について、住宅ローン控除の適用を受けることができなくなる。

【問題37】 正解 4

1. × 青色申告承認申請書の提出期限は、原則として青色申告の承認を受けようとする年の3月15日までであるが、その年1月16日以後に新規開業する場合には開業日から2ヶ月以内に提出すればよい。
2. × 青色事業専従者とされるのは、青色申告者である納税者の営む事業にもつぱら従事している者であるため、事業的規模でない場合には青色事業専従者に該当しない。
3. × 青色申告者は、総勘定元帳その他一定の帳簿を起算日から7年間、住所地もしくは居所地または事業所等に保存しなければならない。
4. ○ 65万円の青色申告特別控除額の適用は、期限内申告が要件である。期限後申告の場合には、青色申告特別控除額は最大10万円となる。

【問題38】 正解 1

1. 損金不算入。法人が納付した法人住民税の本税は、損金の額に算入しない。
2. 損金算入。法人が納付した固定資産税および都市計画税は、損金の額に算入される。
3. 損金算入。法人が納付した事業所税は、損金の額に算入される。
4. 損金算入。法人が納付した印紙税は、損金の額に算入される。

【問題39】 正解 4

1. ○ 消費税は、原則として、事業者が国内において対価を得て行う商品等の販売やサービス（役務）の提供に対して課税される。
2. ○ 基準期間（個人事業者の場合はその年の前々年、法人の場合はその事業年度の前々事業年度）の課税売上高が5,000万円以下の事業者は、原則として、適用を受けようとする課税期間の開始の日の前日までに「消費税簡易課税選択届出書」を納税地の所轄税務署長に提出することにより、簡易課税制度を選択することができる。
3. ○ 簡易課税制度を選択した事業者は、原則として2年間は簡易課税制度の適用を継続しなければならない。
4. × 新たに開業した個人事業者または新たに設立された法人のように、その課税期間について基準期間における課税売上高がない場合または基準期間がない場合には、原則として消費税の納税義務が免除されるが、資本金1,000万円以上の法人や特定新規設立法人に該当する法人などは納税義務が免除されない場合もある。

【問題40】 正解 3

1. ○ 株主資本等変動計算書は、貸借対照表の純資産の部の一会計期間における変動額のうち、主として、株主に帰属する部分である株主資本の各項目の変動事由を報告するために作成される計算書類であり、貸借対照表の純資産の部における株主資本の各項目は、当期首残高、当期変動額および当期末残高に区分し、当期変動額は変動事由ごとにその金額を表示する。
2. ○ 個別注記表は、重要な会計方針に関する注記、貸借対照表に関する注記、損益計算書に関する注記等、各計算書類に関連する注記を一覧にして表示する計算書類である。
3. × 損益計算書は、企業の経営成績を明らかにするため、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用とを記載して経常利益を表示し、これに特別損益に属する項目を加減して当期純利益を表示する計算書類である。なお、一時点における企業資本の運用形態である資産と、その調達源泉である負債、純資産の構成を示す計算書類は貸借対照表である。
4. ○ 法人税申告書別表四は、「所得の金額の計算に関する明細書」であり、当期（純）利益の額または当期（純）損失の額を基として、いわゆる申告調整により税務計算上の所得金額もしくは欠損金額または留保金額を計算するために使用する。

【問題41】 正解 4

1. × 抵当権設定登記は、権利部の乙区に記録される。権利部の甲区には所有権に関する事項が記録される。
2. × 所有権に関する登記は任意であり、義務ではない。
3. × 交付の請求はオンラインで行うことができるが、受領することはできない。
4. ○ 登記には公信力がないため、登記の内容を信じて取引をしても法的な保護は受けられない。

【問題42】 正解 4

1. ○ 国土交通省が調査・公表している。また、公示価格の標準地は都市計画区域に限定されていない。
2. ○ なお、都道府県地価調査の基準地標準価格は毎年7月1日を価格判定の基準日としている。
3. ○ 国税庁が調査・公表している。また、公示価格の80%を価格水準の目安として設定される。
4. × 固定資産税評価額は、前年の地価公示の公示価格の70%を基準として決定されている。

【問題43】 正解 2

1. × 買主が契約の履行に着手しているため、売主は手付金の倍額を償還しても契約を解除できない。
2. ○ 未成年者本人または法定代理人が売買契約を取消すことができる。
3. × 不動産の対抗要件である登記を先に済ませた者が当該不動産の所有権を取得する。
4. × 共有となっている建物について、自己が有している持分を第三者に譲渡する場合、他の共有者の同意を得る必要はない。

【問題44】 正解 4

1. ○ 普通借地権の設定当初の存続期間は、30年以上で定める。
2. ○ 建物を取得した第三者は、借地権設定者に対して、建物の買取りを請求することができる。
3. ○ 存続期間10年以上30年未満とする定期借地権は、事業用定期借地権として契約しなければならない。
4. × 期間の定めのない建物の賃貸借がされたものとみなされる。

【問題45】 正解 1

1. × 更新を拒絶する場合、正当の事由が必要となるのは賃貸人である。
2. ○ 賃借権の登記がなくても、建物の引渡しを受けていれば、建物の物権を取得した者に対して賃借権を対抗することができる。
3. ○ 公正証書に限定されていない。なお、事業用定期借地権は公正証書に限定されている。
4. ○ 通知期間を経過した後に通知を行った場合は、通知の時から6ヵ月の経過によって賃貸借契約が終了する。

【問題46】 正解 3

- ㉞ 建築物の延べ面積の限度は容積率を用いて算出する。
① 容積率は次の①②のうち小さい方を適用する。

- ① 都市計画で定められた容積率 500%
- ② 前面道路幅×法定乗数 480%※

$$\text{※ } 8\text{ m} \times \frac{6}{10} = \frac{48}{10} \cdots 480\%$$

- ㉟ 敷地面積に容積率を乗じる。

$$100\text{ m}^2 \times 480\% = \underline{480\text{ m}^2}$$

【問題47】 正解 1

1. × 開催日の少なくとも1週間前に通知をしなければならない。
2. ○ 区分所有者は、原則として、専有部分とその専有部分に係る敷地利用権を分離処分することはできない。
3. ○ 建物またはその敷地もしくは附属施設の管理・使用方法に関しては、区分所有者以外の専有部分の占有者（分譲マンションの賃借人など）も区分所有者と同一の義務を負う。
4. ○ 下表参照。

大規模滅失の復旧 規約の設定・変更・廃止	区分所有者および議決権の各4分の3以上
建物の建替え	区分所有者および議決権の各5分の4以上

【問題48】 正解 4

1. ○ 相続による取得の場合、不動産取得税は課税されないが、贈与による取得の場合は課税される。
2. ○ 取得した住宅が新築の認定長期優良住宅の場合は、一戸につき最高1,300万円が控除される。
3. ○ 下表参照。
4. × 消印を怠った場合、本来納付すべき金額の過怠税が課される。なお、納付を怠った場合は、2倍に相当する金額の過怠税が課される。

登録免許税の税率（抜粋）

	本則
所有権移転登記	
1) 売買・贈与による移転	2%※（1,000分の20）
2) 相続による移転	0.4%（1,000分の4）
所有権保存登記	0.4%（1,000分の4）

※ 土地の売買については令和3（2021）年3月31日まで1.5%（本則2%）の軽減税率が適用される。

※ 一定の要件を満たす住宅家屋を取得した場合の移転登記は0.3%（本則2%）の軽減税率が適用される。

【問題49】 正解 2

1. ○ 居住の用に供さなくなった日から3年を経過した日の属する年の12月31日までに譲渡しなければ3,000万円特別控除の適用を受けることができない。
2. × 3,000万円特別控除については前年または前々年に適用を受けていなければ、所有期間にかかわらず適用を受けることができる。
3. ○ また、3,000万円特別控除とは併用可能であるが、居住用財産の買換えの特例とは選択適用となる。
4. ○ 課税長期譲渡所得のうち、6,000万円までの部分については所得税10.21%（復興特別所得税含む）住民税4%の軽減税率が適用される。

【問題50】 正解 1

1. × 等価交換方式とは、土地の所有権の一部または全部を譲渡し、その対価として建設された建物の一部を取得する方式。そのうち、部分譲渡方式とは、土地の一部をデベロッパーに譲渡し、その等価の建物の一部を取得する方法。問の文章は、全部譲渡方式である。
2. ○ 建設金協力方式とは、賃借人が賃貸人に対し建物の建設費用の一部、又は全額を預託し、貸主はその預託金を建設費用に充当する方式。
3. ○ 事業受託方式とは、土地所有者がデベロッパー等に建物の企画や設計・施工などを委託して、土地所有者の資金負担で、対象となる土地にオフィスビル等の建物を建てる方式。
4. ○ 建物の所有名義は借地人であり、資金調達も借地人が行う。

【問題51】 正解 4

1. × 書面によらない贈与の場合、まだ履行していない部分は撤回することができるが、すでに履行した部分は撤回することができない。書面による贈与は、履行したか否かにかかわらず、撤回することはできない。
2. × 贈与は無償で行われることから、贈与者は原則として贈与の目的物の瑕疵について責任を負わない。ただし、贈与者がその瑕疵を知りながら受贈者に告げなかったときは、担保責任を負わなければならない。なお、負担付贈与については、贈与者はその負担の限度において、瑕疵担保責任を負う。
3. × 死因贈与契約は、遺贈に関する規定が準用され、相続税が課税されるが、あくまでも贈与契約であるため、贈与者と受贈者の双方の合意がなければ成立しない。
4. ○ 負担付贈与では、受贈者がその負担である義務の履行を怠るときは、履行遅滞あるいは履行不能の規定を準用し、贈与者は贈与契約の解除をすることができる。

【問題52】 正解 3

1. ○ 民法上胎児はすでに生まれたものとみなされ、死産の場合を除き相続権を有する。
2. ○ 特別養子縁組が成立すると、養子となった者と実親との親子関係は消滅する。
3. × 未成年者が婚姻をするには、父母の同意を得なければならない。ただし、父母の一方が同意しないときでも、他の一方の同意があれば婚姻できる。
4. ○ 直系血族および兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。また、特別の事情があるときは、家庭裁判所は3親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

【問題53】 正解 2

1. ○ 贈与税は相続税の補完税とされる。個人から個人への贈与は、将来贈与者が死亡したときの相続税を減少させる効果があるため、相続税が課税されない財産に対しては、贈与税を課税して相続税を補完しているのである。一方、法人から個人への贈与は、所得税が課税される。これは、法人には相続が発生しないため、相続税を補完する必要がないためである。
2. × 不動産、株式等の名義の変更があった場合において対価の授受が行われていないときは、みなし贈与となり贈与税の課税対象となる。
3. ○ 子が土地を使用貸借により借受けている場合、子の土地に対する権利はゼロとして取扱われる。従って、父から子へ借地権の贈与という問題は生じない。
4. ○ 債務の免除による利益を受けた場合には、その利益を受けた者が、その債務免除に係る債務の金額を、その債務免除をした者から贈与により取得したものとみなされる。ただし、債務者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合には、その債務の弁済をすることが困難である部分の金額については、贈与により取得したものとみなされない。

【問題54】 正解 3

1. × 受贈者の要件は、贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の者のうち、贈与者の直系卑属である推定相続人または孫である。
2. × 相続時精算課税制度は一度選択すると撤回できないため、選択した以後の特定贈与者からの贈与はすべて相続時精算課税制度が適用される。2,500万円の特別控除は複数年にわたり控除することができる。贈与財産の価額の合計額が特別控除額を超えた場合には、その超えた部分に20%の税率を適用して贈与税額を計算する。相続時精算課税制度を選択した翌年以降の贈与が特別控除額以下であっても、特別控除額の控除をすることについて、申告書の提出が必要である。
3. ○ 相続時精算課税制度は、特定贈与者ごとに選択することができ、特別控除額も特定贈与者ごとに累計で2,500万円まで控除することができる。
4. × 相続時精算課税制度を選択した場合の贈与税額は、贈与財産の価額から、複数年にわたり利用できる特別控除額（限度額2,500万円）を控除した後の金額に、一律20%の税率を乗じて算出する。

【問題55】 正解 4

1. ○ 遺言は満15歳以上であれば、たとえ未成年者であっても法定代理人の同意などは必要なく、単独で遺言をすることができる。
2. ○ 遺言者は、新たに遺言書を作成し、その中で、前の遺言を撤回すると記載することにより、遺言の撤回ができる。前の遺言と後の遺言の種類は同じである必要はなく、たとえば、公正証書遺言を、自筆証書遺言で撤回することもできる。
3. ○ 遺留分権利者は、兄弟姉妹を除く相続人である。
4. × 相続開始前に遺留分を放棄するためには、家庭裁判所の許可が必要である。相続開始後は、家庭裁判所の許可等は必要なく、遺留分の放棄をする旨の意思表示をするだけでよい。

【問題56】 正解 2

1. ○ 被相続人の死亡後3年以内に支給が確定したものは、相続財産とみなされて相続税の課税対象となる。相続人が受け取った死亡退職金は、「500万円×法定相続人の数」まで非課税となる。
2. × 弔慰金は、業務上の死亡の場合、賞与以外の普通給与の3年分相当額が非課税となる。業務上の死亡以外の場合には、賞与以外の普通給与の半年分相当額が非課税となる。
3. ○ 死亡保険金の非課税の規定の適用を受けられるのは、相続人である。相続を放棄した者は最初から相続人ではなかったものとみなされるため、非課税の適用は受けられない。
4. ○ なお、「法定相続人の数」には、放棄した者も含まれる。

【問題57】 正解 3

1. ○ 所有者が自由に利用できて、所有者以外に使用する権利者がいない土地は自用地として評価する。
2. ○ 建物の所有を目的として土地を借りるときの権利を借地権といい、その借地権の目的となっている土地は貸宅地として評価する。
3. × 子がAさんから土地を使用貸借により借り受けた場合、子はその土地に対する使用权はなく、この土地は自用地として評価する。子が使用貸借により借り受けた土地に自分でアパートを建築し第三者に貸付けても、子の土地に対する使用权は変わらない。
4. ○ 貸家の敷地の用に供されている土地は、貸家建付地として評価する。

【問題58】 正解 2

1. ○ 借家権は「自用家屋としての評価額×借家権割合×賃貸割合」により評価する。ただし、この権利が権利金等の名称をもって取引される慣行のない地域においては評価しない。
2. × 貸家の価額は、「自用家屋としての評価額×（1－借家権割合×賃貸割合）」により評価する。
3. ○ 適切。
4. ○ 適切。

【問題59】 正解 1

1. ○ 相続により取得した土地は、延納の担保として提供することができる。
2. × 延納と物納は任意に選択することはできない。まず延納を検討し、延納によっても金銭納付が困難な場合に物納が認められる。
3. × 相続税を納付するために、相続により取得した財産を譲渡した場合、所得税の課税対象となる。ただし、その財産を相続開始があった日の翌日から相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までに土地を譲渡した場合には、相続税額の取得費加算の適用を受けることができる。
4. × 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けた相続財産を物納する場合の収納価額は、特例適用後の価額である。

【問題60】 正解 1

1. ○ 株式の取得資金を確保するために、役員報酬を増加させることは有効である。
2. × 不必要な支出や、回収の可能性がある金銭債権の債権放棄などは、会社の資金繰りを悪化させる要因となり、経営上望ましくない。
3. × 自社株式の大半を経営に関与しない第三者に移転すると、経営者が経営権を握れないため望ましくない。
4. × 非上場株式についての贈与税の納税猶予及び免除の特例措置では、特例の対象となる株式の数には制限はなく、贈与により取得した株式の全部が特例の対象となる。